

監査告示第 19 号

令和2年10月27日

鹿児島市監査委員 内 山 薫
同 小 迫 義 仁
同 山 口 健
同 長 浜 昌 三

平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。



病 経 第 40 号
令和2年10月15日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博 幸



平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措 置 状 況
第4部 指摘及び意見 1. 経営計画等について (4) 指摘及び意見 2) スマートフォン専用 ホームページの開設について (意見) KPI の1つに「ホームページ閲覧数」があるが、現在スマートフォン専用のホームページは開設されていない。スマートフォンによる閲覧割合が増加していることから、スマートフォン専用のホームページを開設し、利用者の視認性や操作性の向上を図ることが望まれる。 (P41)	市立病院 事務局 医事情報課	利用者の利便性向上のため、令和元年度にホームページのリニューアルを実施し、その中でスマートフォン専用のホームページを開設した。

<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>3. 患者負担の医業未収金管理について</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 医業未収金の把握、不納欠損処理のあり方にについて</p> <p>(意見)</p> <p>事業年度末において、回収が滞っている医業未収金の中から翌事業年度に不納欠損処理する予定の債務者・金額を協議において選定し、翌事業年度においてそれに沿うような形で不納欠損処理を行っている。しかしながら、そもそも不納欠損処理は予定額を予め見積もつて行うものではなく、判断時点の回収可能性に鑑みて行うものである。</p> <p>また、当該協議も事業年度末に開催されているのみである。</p> <p>不納欠損処理のあり方について見直すとともに、当該協議についても業務が集中する決算時の1回のみではなく、事業年度を通じて複数回に分散するような形で開催し、適時適切な債権管理、不納欠損処理を行う体制を構築すべきである。</p> <p>(P70)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>令和元年度より、毎月開催している未収金業務連絡会議の中で嘱託員も含めて未納者の状況を確認、協議した。その結果等を踏まえて、元年度決算において不納欠損処理を行った。</p>
---	-------------------------------	--

<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>6. 固定資産管理について</p> <p>(4) 指摘及び意見</p> <p>5) 実地照合時に不明であった医療器械等について (指摘)</p> <p>実地照合時に不明となつてゐる医療器械等があるが、特段の調査は行われず不明の状態のままとなっている。</p> <p>不明に至るまでの経緯を調査の上、どうしても発見に至らない場合には不用決定処理を行い、固定資産台帳、貸借対照表において除却処理する必要がある。</p> <p>(P111)</p>	<p>市立病院 事務局 経営管理課</p>	<p>実地照合時に不明であった医療機器等については、令和2年1～2月に調査し、発見に至らなかつたものについては、令和2年3月に不用決定し、除却処理した。</p>
<p>第4部 指摘及び意見</p> <p>11. その他</p> <p>(1) 指摘及び意見</p> <p>2) 電子カルテシステムによる待ち時間の集計結果の利用について (意見)</p> <p>電子カルテシステムによる外来患者の待ち時間集計結果が十分に活用されていない。当該集計結果を医療サービス委員会での報告・討議事項として、待ち時間についてのより正確な現状把握が可能となり、改善施策の協議をより活性化することにつながるものと考えるので活用を検討されたい。</p> <p>(P147)</p>	<p>市立病院 事務局 医事情報課</p>	<p>令和2年度の（上半期の）医療サービス委員会のテーマとして患者待ち時間対応について協議することとし、その中で、前年度実施した患者満足度調査の結果と併せて電子カルテシステムによる外来患者の待ち時間集計結果を提示し、正確な現状把握を行う資料として活用した。</p> <p>今後も同委員会等で活用していくこととした。</p>